

仕 様 書

1 業務名

令和7年度札幌市立学校における看護師配置事業（北区B）

2 実施対象者

札幌市立学校（北区）に学籍を有し、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒のうち、主治医の指示内容が確認できる書面を有するもの。

3 業務実施者

受託者から派遣される看護師免許又は准看護師免許を有する者で、看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の職務経験を有する者

4 業務内容

- (1) 看護師を学校、児童会館及びミニ児童会館（以下「会館」という。）へ派遣し、実施対象者に対して、経管栄養、導尿、注射等の定時に集中する医療的ケア及び短時間で可能な医療的ケアを行う。
- (2) 常に実施対象者の健康状態の把握に努め、実施対象者の主治医の指示書に従って、あらかじめ確認した医療的ケアに限って実施することとする。主治医による早急な診療が必要と判断した場合には、直ちに学校長（児童クラブ利用中は会館長）に報告し、対応を協議する。
- (3) 主治医の指示書にある指示内容を履行できなかった場合や医療的ケアの実施に当たり平時と異なる対応を行った場合は、早急に委託者へ報告することとする。
- (4) 履行時間は、原則として学校登校（園）日及び児童クラブ利用日のうち委託者が指定する時間とする。
- (5) 医療的ケアの実施体制等について、「札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務」に基づくサポート医師による助言・指導等を受けるほか、実施対象者の保護者、学校及び会館と必要に応じて打合せを実施する。
- (6) 実施対象者の主治医から医療的ケアの指示内容を直接受ける必要がある場合は、当該主治医が勤務する病院に訪問し、指示確認を行う。
- (7) 校外学習先への看護師派遣は、行程や必要経費等の詳細に基づき委託者と協議し、可否について定めるものとする。

5 履行場所

- (1) 実施対象者が在籍する学校
- (2) 実施対象者が利用する会館
- (3) 当該主治医が勤務する病院 ※必要な場合のみ
- (4) 校外学習先 ※委託者との協議により、可能と判断した場合のみ

6 履行期間等

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

原則として学校登校（園）日及び児童クラブ利用日に実施

※ 実施対象者の体調不良等の理由により、履行中止日が発生する可能性がある。

※ 履行中止又は日時変更の連絡は、原則として学校及び会館と受託者との間で行う。

（参考）

【小学校】

春季休業：令和7年3月26日（水）～令和7年4月7日（月）

夏季休業：令和7年7月26日（土）～令和7年8月24日（日）

冬季休業：令和7年12月26日（金）～令和8年1月14日（水）

春季休業：令和8年3月26日（木）～令和8年4月7日（火）

7 契約方法

- (1) 看護師の配置時間の区分に応じた契約単価（医療的ケア実施分は30分当たりの固定分及び変動分、打合せ及び主治医指示確認は30分当たりの料金）を定め、固定分は月ごとの予定業務日数又は回数により、変動分は月ごとの実績日数又は回数により、支払うものとする。
- (2) 固定分は、固定分及び変動分の合計額の60%（円未満の端数は切上げ）とし、変動分は、固定分及び変動分の合計額の40%（円未満の端数は切捨て）とする。
- (3) 看護師の派遣が決定した後に履行が中止となった場合は、固定分を支払うものとする。
- (4) 学校及び会館が受託者に対し、履行前日の午後5時まで（前日が土曜日、日曜日及び国民の祝日の場合、その前の平日の午後5時まで）に中止の連絡をした場合は、変動分は支払わないものとする。
- (5) 業務実施者の履行場所への移動費用については、委託者では負担しないものとする。
- (6) 当該業務において業務実施者が使用する物品については、受託者が用意するものとする。

8 実施予定数

学校1校、会館0館を予定

※詳細は、「実施予定校資料」を参照

※配置時間及び配置日数（回数）に変動があった場合、委託者との協議を経て、業務を実施するものとする。

9 業務報告

受託者は、履行期間のうち、履行月ごとの役務を完了したときは、すみやかに委託者が指定する完了届及び「看護記録報告書（様式2）」を提出すること。また、打合せを行った

場合は、「打合せ記録報告書（様式１）」についても提出すること。

10 個人情報の取扱い

別紙１「個人情報取扱安全管理基準」を遵守し、また、個人情報保護のため、別紙２「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」を提出し、その内容について業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。

11 連絡先

(1) 学校関係

札幌市教育委員会児童生徒担当部学びの支援担当課学びの支援係
（札幌市中央区北２条西２丁目 STV 北２条ビル３階 TEL011-211-3821）

(2) 児童クラブ関係

札幌市子ども未来局子ども育成部放課後児童担当課放課後児童係
（札幌市中央区南１条東１丁目大通バスセンタービル１号館３階 TEL011-211-2989）

12 特記事項

- (1) 本仕様の内容は、実施対象者が医療的ケアを必要とする状況や主治医の指示内容の変更によって、見直す可能性がある。
- (2) 詳細については、事前に各担当者に確認すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、各担当者と協議の上、定めるものとする。